19　［略］
20　［略］
21　［略］
22　連結配当規制適用会社（会社計算規則第２条第３項第55号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。
23　［略］
24　収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第３項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、⑴及び⑶に掲げる事項を省略することができる。また、次に掲げる事項が４に掲げる注記すべき事項と同一であるときは、次に掲げる事項の注記を要しない。
⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
⑵　収益を理解するための基礎となる情報
⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
25　その他の注記は、３から24までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

［様式第５　略］

様式第６

関係会社投資明細表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

［表略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

８　前２号の規定は、関連会社（会社計算規則第２条第３項第21号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）について準用する。

［９～11　略］

［様式第７～様式第18　略］

別表第二の二（第５条、第６条及び第18条関係）

財　務　諸　表　様　式

［様式第１～様式第３　略］

18　［同左］
19　［同左］
20　［同左］
21　連結配当規制適用会社（会社計算規則第２条第３項第51号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。
22　［同左］
23　収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項とする。
⑴　当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
⑵　前号の義務に係る収益を認識する通常の時点

［新設］

24　その他の注記は、３から23までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

［様式第５　同左］

様式第６

関係会社投資明細表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

［表同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

８　前２号の規定は、関連会社（会社計算規則第２条第３項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）について準用する。

［９～11　同左］

［様式第７～様式第18　同左］

別表第二の二（第５条、第６条及び第18条関係）

財　務　諸　表　様　式

［様式第１～様式第３　同左］